

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和6（2024）年12月2日（月）

開会 午後3時00分

閉会 午後3時20分

場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	鈴木文生	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

（書記）

総務部部長（書記長）	城千穂子	総務課副主幹（書記）	押領司一詞
総務部次長（書記）	小野田浩司	総務課主任主査（書記）	窪田大輔
総務部主幹（書記）	森田悟史		

公開の状況 公開（一部非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

（1）専決処分について

（2）選挙人名簿定時登録（令和6（2024）年12月）について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（12月定時登録）

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。続きまして、鈴木委員長より御挨拶をお願いします。
鈴木委員長	<挨拶>
小野田書記	それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。
鈴木委員長	それでは、議題に入りたいと思います。議題（1）の専決処分について書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題（1）の専決処分について、書記より説明いたします。資料の1ページをご覧ください。 記載した1名の方について、「在外選挙人名簿への登録」を当委員会にて行いましたのでご報告いたします。 表には、対象の方の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。 そのまま2ページに移ります。こちらは、今回登録をした方の被登録資格について確認をした結果になります。 確認事項としましては、①すでに在外選挙人名簿に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有していること、これら7点について本籍地に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録いたしましたことをご報告いたします。
鈴木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。 御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（1）専決処分について、御異議ございませんか。 <異議無しの声>

鈴木委員長	御異議ないようですので、議題（１）専決処分について、承認されました。それでは、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和６年１２月）について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題（２）選挙人名簿定時登録（令和６年１２月）について事務局より説明いたします。３ページを御覧ください。こちらは令和６年１２月定時登録における資格要件になります。 １ 定時登録の基準日は令和６年１２月１日（日）で、２ 登録日は令和６年１２月２日（月）、本日となります。３ 登録要件は、（１）、（２）で、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（１）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和６年１２月１日において、年齢満１８歳以上の者になります。 次に（２）住所要件としましては、ア 令和６年９月１日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民である者（住民票を移して３か月以上経過した者）、イ 令和６年８月１日から令和６年１１月３０日までに転出した者で、３か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者、ウ 帰化した者は、帰化の届出がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後４か月以内の者については、表示登録者として本市の選挙人名簿に登録されます。 ４ 抹消者についてですが、（１）から（３）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（１）は、令和６年７月３１日以前に転出した者で、転出して４か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。 （２）は、前回の基準日（１０月１４日）から令和６年１２月１日までに死亡した場合です。（３）は、欠格事項に該当した場合です。 ５ その他「転出者」で表示される者とは、令和６年８月１日以降の転出者であり、先ほどの３登録要件で触れた、本市から転出したが、転出後４か月以内の者となります。 続きまして４ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和６年１２月１日現在の選挙人名簿登録者数は、男２４，７９４人、女２３，６９８人であり、合計４８，４９２人 となります。下段に、参考として前回１０月の選挙時登録からの増減を示した表を記載しております。 続きまして、５ページは投票区ごとの内訳表、ページをめくっていただき、６ページは世代ごとの増減表となっております。７ページは前回１０月の選挙時登録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表となっております。 続きまして、８ページをご覧ください。

	在外選挙人名簿登録者数についてです。１２月２日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男２１人、女１３人、合計３４人 となります。下段には参考として前回１０月の選挙時登録からの増減を記載させていただきますが、前回１０月１４日の会議以降、１人、先ほどの専決処分をした方が増加しています。９ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。 続いて、１０ページをご覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定または改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。 これらの請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の５０分の１とされていますので、その数は９７０となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。 次いで１１ページになります。こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散、議員、市長、副市長をはじめとする主要公務員及び教育委員会の教育長または委員の解職請求に必要な署名数を告示するものとなります。これらの請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の３分の１とされているため、その数は、１６，１６４人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。 以上が事務局からの説明とさせていただきます。
鈴木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。 よろしいですか。それでは、議題１ 選挙人名簿定時登録（令和６年１２月）について、御異議ございませんか。 <異議無しの声> 御異議ないようですので、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和６年１２月）については、承認されたものといたします。それでは、次第３その他について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	その他について、第５０回衆議院議員総選挙及び第２６回最高裁判所裁判官国民審査の投票結果、開票結果について説明をさせていただきます。別紙資料をつけておりますので、御確認いただければと思います。
鈴木委員長	前回と比べて投票率はどうでしたか。

窪田書記	前回は61.61%でしたので、若干ですが、増となりました。
鈴木委員長	それでは、御質問等他になれば、本日の選挙管理委員会を終了します。本日はお疲れ様でした。